|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　**公益社団法人日本ガスタービン学会** | 提出年月日 |  |
| 　**学術講演会講演論文原稿表紙** | 講演番号 | ― |
| 和文表題　 |
| 英文表題　 |
|  | 会員資格 | 氏 名（講演者に＊）（ローマ字氏名） | 所　属（英 文 所 属） |
| 著 者 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 連 絡 先 | 氏名　 TEL　 FAX E-MAIL　 |
| 住所 (〒　　　　　　　　)　　　　 |
| 講演の種類（どちらかに✔） | 　□ 研究報告　□ 技術紹介 |
| 著作権譲渡承諾 | 　　　次ページの著作権譲渡契約書に必要事項を記入の上、署名してください。 |
| 技術論文投稿の希望（どちらかに✔） | 　□ 投稿しない　□ 投稿する（＊１） |

＊１　学術講演会講演論文を、技術論文として同時投稿する場合は、「技術論文投稿要領」に従って投稿してください。

公益社団法人 日本ガスタービン学会 御中

**著作権譲渡承諾書**

以下に掲げる著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む）につき、公益社団法人日本ガスタービン学会 著作権規定第2条、第3条および第4条を適用し、貴学会に譲渡することを承諾いたします。

**表　題**：

**著作者名**（共著の場合は全員の氏名を記載）：

**掲載予定資料名**：第４９回日本ガスタービン学会定期講演会講演論文集

年　　月　　日

署　名（共著の場合は全員分若しくは委任された代表者が署名）：

（住所）

（所属）

（氏名）

（本契約書はGTSJ著作権規程（2020年11月6日改定） を引用している。その引用箇所に変更がある場合は本契約書にも適用される。）

|  |
| --- |
| （公益社団法人日本ガスタービン学会 著作権規程第2条、第3条および第4条）（著作権の帰属）第２条　本学会が作成する編集著作物及び個別の著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、国内外の別を問わず、本学会に帰属する。ただし、International Journal of Gas Turbine, Propulsion and Power Systems (以下、JGPP)に２０２１年１月１日以降に掲載される論文の著作権は、著作者に帰属し、当該論文は、原則として、クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際（CC BY 4.0）ライセンスの条件下で掲載される。２　前項に関わらず、前項の著作者は、JGPPに２０２１年１月１日以降に掲載される論文について、表示―非営利―改変禁止（CC BY-NC-ND）その他のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを選択することができる。この場合においても、２０２０年１２月３１日以前にJGPPに掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。３　本学会が作成する編集著作物である学会誌を構成する個別の著作物のうち、広告については、第１項を適用しない。（著作物の利用）第３条　個別の著作物の著作者自身または著作者が帰属する法人等が、自ら書いた記事・論文等の全文または一部を転載、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本学会は原則としてこれを妨げない。ただし、著作者本人であっても複製の形で全文を他の著作物に利用する場合は、その著作者は文書で本学会にその許諾を求めなければならない。２　個別の著作物の著作者は、本学会または本学会からの使用許諾を受けた者に対し著作者人格権を行使しない。３　個別の著作物の著作者自身の所属機関（大学、会社、研究機関等）において、その著作者が自分の論文や発表資料等を、電子書庫での保存またはインターネットでの公開を行う場合に限り、本学会はその著作者による本学会への許諾申請を免除する。４　前３項に関わらず、２０２１年１月１日以降にJGPPに掲載される論文の著作者は、クリエイティブ・コモンズ表示（CC BY）ライセンスに従って、その利用を認めることとし、当該論文の利用者による著作者や本学会への許諾申請は免除される。５　第１項ないし第４項に関わらず、２０２１年１月１日以降にJGPPに掲載される論文の著作者がその論文に対し、CC BY以外のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを選択した場合、その論文の利用は、対応するクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの条件に従う。６　本学会は、前２項のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの適用いかんに関わらず、２０２１年１月１日以降にJGPPに掲載される論文については、その複製、口述、譲渡、貸与、翻訳、翻案、公衆送信その他の著作権法に定める一切の利用を行うことができる権利を持つものとする。（著作者の責任）第４条　個別の著作物について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、本学会と著作者又は著作者の帰属する法人が対応について協議し、解決を図るものとする。ただし、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスによって利用を認めた前条第３項および第４項の論文における紛争については、本学会はその責任の一切を負わず、著作者と利用者との間でその解決を図るものとする。２　JGPPに掲載される論文の著作者は、投稿原稿に第三者の著作物が含まれる場合、その第三者の著作物を適法に引用しているか、またはその利用について著作権者の許諾が得られていることを保証する。 |